

阿賀野市条例第37号

阿賀野市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿賀野市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例（平成27年阿賀野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、法第13条第1項」を「、法第10条の5若しくは第13条」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「法第13条第1項の」を「これらの」に改める。

第2条 阿賀野市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、「及び子ども・子育て支援法施行令」を「並びに子ども・子育て支援法施行令」に改め、同条第2号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、「及び法」を「並びに法」に改め、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。